

收文編號：1070000927

議案編號：1070126071001300

立法院議案關係文書 (中華民國41年9月起編號)
中華民國107年5月16日印發

院總第 1374 號 政府提案第 10061 號之 402

案由：文化部函送「臺灣日本關係協會與公益財團法人日本臺灣交流協會間關於文化交流合作瞭解備忘錄」中、日文影本，請查照案。

文化部函

受文者：立法院

發文日期：中華民國 107 年 1 月 24 日

發文字號：文交字第 10710017911 號

速別：普通件

密等及解密條件或保密期限：

附件：如主旨

主旨：檢陳業經簽署之「臺灣日本關係協會與公益財團法人日本臺灣交流協會間關於文化交流合作瞭解備忘錄」中、日文影本各乙份，請鑒二。

說明：

- 一、旨揭備忘錄前經行政院 106 年 11 月 20 日院臺文字第 1060039362 號函核定及授權簽署，由臺灣日本關係協會邱義仁會長及公益財團法人日本臺灣交流協會大橋光夫會長簽署，並於 107 年 1 月 11 日獲行政院准予備查。
- 二、依「制定條約締結法」第 12 條報請大院查照。

正本：立法院

副本：外交部、本部文化交流司（均含附件）

臺灣日本關係協會與公益財團法人日本臺灣交流協會間

關於文化交流合作瞭解備忘錄

臺灣日本關係協會與公益財團法人日本臺灣交流協會(以下稱「雙方」)體認到文化方面的交流在深化臺日之間相互理解上發揮重要作用，依 1972 年 12 月 26 日所簽訂「亞東關係協會與財團法人交流協會互設駐外辦事處協議書」第 3 條第 13 款相關內容，就下列事項，徵得必要相關機關之同意，雙方相互合作。

1. 雙方為增進臺日間相互理解與親善友好，致力於強化包括藝術文化交流、人才交流、文化資產保存等文化事業之相互合作。
2. 為達成上述目的，臺灣日本關係協會與公益財團法人日本臺灣交流協會分別以臺北駐日經濟文化代表處臺灣文化中心與臺北事務所日本文化中心做為傳播文化訊息的據點，由這兩處文化中心為主導，積極從事文化交流活動。
3. 雙方積極共享臺日文化交流之相關資訊並視需要互相合作宣傳等事宜。
4. 雙方樂見臺灣與日本的文化藝術機構及團體在臺日文化交流積極發揮作用，並在可能的範圍內提供協助。
5. 本瞭解備忘錄之交流合作自簽署日開始實施，任一方得在 90 天前以書面通知對方終止。另，本瞭解備忘錄之修正由雙方書面協議定之。
6. 本瞭解備忘錄未定事項及所定事項有疑義時，由雙方協議之。

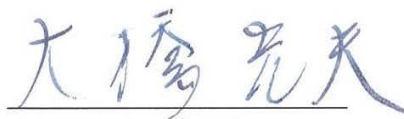
本瞭解備忘錄於 2017 年 11 月 22 日在東京以中文及日文簽署一式二份。

臺灣日本關係協會代表



(邱 義仁 會長)

公益財團法人日本臺灣交流協會代表



(大橋光夫 會長)

台湾日本關係協會と公益財団法人日本台湾交流協會との間の

文化交流の協力に関する覚書

台湾日本關係協會及び公益財団法人日本台湾交流協會(以下「双方」という。)は、文化面での交流が台日間の相互理解を深める上で重要な役割を果たしていることを認識し、1972年12月26日に作成した「亜東關係協會と財団法人交流協會との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項(13)に関連し、次の事項について、必要な關係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

1. 双方は、台日間の相互理解と友好親善を増進させるため、芸術文化交流、人材交流、文化財保存等を始めとする文化事業における相互協力を強化するよう努める。
2. 上記の目的を達成するため、台湾日本關係協會は駐日台北經濟文化代表事務所台湾文化センターを、また公益財団法人日本台湾交流協會は台北事務所日本文化センターを、それぞれの文化発信の拠点とし、両センターを中心として文化交流事業を積極的に実施する。
3. 双方は、台日文化交流に関する情報を積極的に共有し、必要に応じて広報等の相互協力を行う。
4. 双方は、台湾と日本の文化・芸術機關及び団体が台日間の文化交流において果たしている積極的な役割を歓迎し、可能な範囲で支援を行う。
5. 本覚書に基づく交流・協力は、署名の日から開始することとし、いずれか一方が相手方に対し、90日前までに書面による通告を行うことによって終了させることができる。また、本覚書の修正については、双方が書面により協議してこれを定めることとする。
6. 本覚書に定めのない事項、及び本覚書の事項に疑義を有する場合は双方の協議による。

本覚書は、中国語及び日本語により各2部が作成され、2017年11月22日、東京において署名された。

台湾日本關係協會代表


(邱 義仁 会長)

公益財団法人日本台湾交流協會代表


(大橋光夫 会長)

立法院第 9 屆第 5 會期第 13 次會議議案關係文書